

? 養子縁組とは

養子縁組には特別養子縁組と普通養子縁組があります。

特別養子縁組は、事情があつて生みの親の元で暮らすことができない子どもに永続的な家庭を提供するための、6歳未満の子どもを対象とした制度です。実親との法的な関係はなくなり、戸籍の記載は「長男・長女」となります。

一方、普通養子縁組は、実親と養親、二組の親を持つことになるため、双方に扶養の義務と相続の権利が発生し、戸籍上の記載は「養子・養女」となります。

! 養子縁組をするには

児童相談所を通して養子縁組を希望する場合は、養子縁組を前提とした里親認定を受ける必要があります。養子となる子どもを家庭に迎え入れた後、家庭裁判所に申し立てをし、審判を経て入籍し、法的にも親子となります。

▶ 養子縁組以外の里親制度

- ・養育里親 (はぐくみホーム)
- ・週末里親



手続きの流れ

大阪府(大阪市、堺市除く)在住の方

お住まいの地域によって、ガイダンスや研修などの実施機関が異なります。
詳しくはお近くの児童相談所までお問い合わせください。

家庭養護
促進協会

▶ ガイダンス

まずは家庭養護促進協会にご相談ください。
養子制度について、詳しく説明します。



子ども家庭
センター
(児童相談所)

▶ 里親認定

面接や家庭訪問でご夫婦についてお伺いします。
また、研修や施設実習などで
子どもへの理解を深めていただきます。



家庭養護
促進協会

▶ マッチング

「あなたの愛の手を」の
記事(裏面参照)を見て、申込みされた家庭に
面接を通じてマッチングを行います。

子どもが
暮らす施設

▶ 面会・実習

面会、実習を通じて、
子どもとの関係を作っていきます。



家庭

▶ 生活の開始

ある程度親子関係ができれば、
家庭に迎えて一緒に生活をします。

家庭
裁判所

▶ 入籍

家庭裁判所に養子縁組の申し立てをします。
認容の審判がおりたら入籍することができ
法的にも親子となります。



子どもとの関係は里親・里子

当協会では、縁組後も子育てや親子関係等の相談を受けています。

養子縁組体験談

▶ Aさんの体験談

養子を迎えるならできるだけ若い方が良いと聞き、40歳を機に不妊治療を終結し、息子と出会いました。
「パパとママの間には子どもが生まれなかったから、神様をお願いして、見つけたんやで」「親子になれて本当にうれしいよ」と伝えています。

▶ Bさんの体験談

「血のつながっていない子を育てるなんて」と親族の反対があり、私自身も不安だったため、子どもを持つことをあきらめかけていました。そんな時にA子の記事を見て一目惚れ。どうしてもこの子を育てたいと思い、夫婦で親族を説得してA子を迎えることができました。今ではみんなA子をかわいがってくれています。
子どもが成長していく喜びは、血がつながっていても、血がつながってなくても、変わりません。こんなささやかで平和な日常が続いてくれることが、私の願いです。

▶ Cさんの体験談

44歳で2歳の娘を迎えました。
養子を迎えることを考え始めた当初は、赤ちゃんから育てたいと思っていましたが、その子が思春期を迎えたときの自分の体力を考えると、自信がありませんでした。2歳で家庭に迎えても、親子の関係は0歳から。今は一緒にいなかった2年間を少しずつ埋めています。
大変なこともあります、かわいいわが子と毎日楽しく過ごしています。